○千葉県地域防災計画【第5編 大規模火災等編】

担当部署名ページ	修正理由	修正案	現行
教育振興部	災施設整備事業 指針が示された ため	8 文化財の防火対策 本県には、歴史的、学術的価値が高い数多くの文化財が残され、 指定文化財として保護しているが、文化財建造物は木造建築が多 く、火災などの災害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に 関する努力が必要である。 (1) 消防設備の設置・整備 文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備、 建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置 するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、	く、火災などの災害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に 関する努力が必要である。 (2) 消防設備の設置・整備 文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備、